

古座川町障害者活躍推進計画

機関名	古座川町(町長部局)
任命権者	古座川町長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
古座川町における障害者雇用に関する課題	職員数の増加に伴い、令和2年度の障害者雇用率は法定雇用率を下回っている状況である。また、障害者雇用のノウハウの不足なども課題であり、関係機関の協力を仰ぎながら、組織面、人材面での受入態勢の充実を図り、法定雇用率の達成や採用後の定着性向上を果たさなければならない。
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】 各年度(6/1時点)法定雇用率以上</p> <p>【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>【定着率】 各年度(6/1時点)80%以上</p> <p>【評価方法】 人事記録を元に前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	
(1) 組織面	<p>○障害者雇用推進の責任者である「障害者雇用推進者」として総務課長を選任する。</p> <p>○障害者活躍推進計画の実施状況の点検・見直し等を課題とする「障害者雇用推進チーム」を新たに組織し、年1回以上開催する。会議の開催に当たっては、障害者である職員等に広く参画をよびかける。</p> <p>○以下のとおり障害者の人的サポート体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設置する。 ・外部の関係機関と連携の上、各種相談体制を構築する。
(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3カ月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向けの障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、年に1回以上、職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職場環境	<p>○障害特性に配慮し、施設内の設備等を整備する。</p> <p>○障害者への必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講ずるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過度な負担にならない範囲で実施する。</p>
(2) 募集・採用	<p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できるといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられる」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。
4. その他	
	○国等による障害者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障害者就労施設等への各種発注等を通じ、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。